	児i		認定請求書					提出年月日 ※受付確認年月日								
			_													
(宛 先) 佐	倉市長 ふりた よりた						配偶者	有・無	生年月日	昭和・国	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		職業	ア. 被F イ. 公矛 ウ. 被F		• ぱい者
	住戶	佐倉市	佐倉市							加入している公的年金 ※以下の共済組合の組合員			国民年金 ウ. その他() である場合は()内に〇を記入してください ()国家公務員共済()地方公務員等共済			
	1月1日時点 (1~7月分 8~12月分	は前年、	都 道府 県			市区町村	電話							個人	番号	
	支払る金融を			信用	銀行 金庫 農協			本店支店	・本所・支所出張所	口座番号(普通口座)			座名義	(カタカナ	·)
	ふりz 氏 ^z						生年月日	昭和	昭和 ・ 平成 職業				ア. 被用者 イ. 公務員(勤務先:) ウ. 被用者等でない者			
配偶者等	住戶	1. 請求者と同じ 2. その他 ※以下に記入														
	1月1日時点 (1~7月分) 8~12月分	は前年、	都 道府 県			市区町村	電話							個人	番号	
児童(18歳までのお		ふりがな 氏名			生年月日		続柄 住所(別		主所(別)	居の場合)	海外留学を場合の出	している 国年月	同居・別 居の別	監護の 有無	生計関係	※児童との関係
				平成 · 令和			子・						同居 • 別居	有 · 無	同一 ・ 維持	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
				平成 · 令和 • •			子・						同居 別居	有 · 無	同一 ・ 維持	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
お子様)				平成 · 令和 · · ·			子・						同居 別居	有・無	同一 . 維持	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
兄児		ふりがな 氏名			生年月日			ſ	住所(別居の場合)			海外留学をしている 場合の出国年月		監護相当 の 有無	生計費負 担の有無	※児童との関係
姉童等の	ļ			平成 			子							有・無	有・無	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
3歳の 1に31 日達月8歳 で31に の日日達				平成			子						同居 別居	有・無	有・無	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
の間にある者の 日以後の最初の最初の 日本経過した後の 日本経過した後の				平成			子						同居 別居	有・無	有・無	・未成年後見人・父母指定者・同居父母
32最月2初	※「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄姉等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)															
こども	家庭	課 HP			支給 出	出生・ 転入・ その他							支給 令 開始月 和 年 月			
認定·却下年月日 支給開始月					未満	,000円				_{手当月額} ,000円			合計 ,000円			
前市区町村名 確認方法						前市区町村の転						-	認定番			
			電話済・	通知書あり	和		年		月		日				<u> </u>	<u> </u>
担当課 健康保険証 申立書			申立書()			対象	Я	マイナンバ	バー連携情報 回答	一連携情報 回答日		年		
※不備に○ 振込口座・通帳写し			/ その他()	所得	Ť	受給者		•		•			不足なし	
								配偶者							1	

記入上の注意

1【請求者欄】

- ①「住所」は、住民票上の住所を記入してください。
 - 「1月1日時点の住所」は、本年(1月~7月分手当申請の場合は、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合に、 当該住所地を記入してください。
- ②「加入している公的年金制度の種別」は、請求者の請求日における公的年金制度の加入状況について、該当するものを〇で囲んでください。 「国家・地方公務員共済」に該当の場合は、()内に請求者の勤務先を記入してください。

2【配偶者等欄】

配偶者等がいる場合は、配偶者の氏名、生年月日、職業、住所等を記入してください。

※配偶者等とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

3【児童欄】

- ※児童(年度末の年齢が18歳までの子)
- ①請求者が養育する全ての児童を記入してください。養育とは児童を監護し、かつ生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。
- ②「生計関係」は、次により記入してください。
 - ・「同一」は、児童が請求者自身の子、請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているとき に○で囲んでください。
 - ・「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- ③児童が海外に留学している場合は、児童の出国した年月を記入してください。

4【児童の兄姉等欄】

- ※児童の兄姉等(年度末の年齢が19歳から22歳までの子)
- ①請求者が養育する全ての児童の兄姉等について、記入してください。
- ②「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- ③「生計費負担の有無」の欄に生計費負担の有無を記入してください。請求者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

5【添付書類について】

この請求書には、証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報提供を含みます。)によって、佐倉市が確認できないときに限り、 次の書類を添えて提出してください。

- ①児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項の証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- ②児童が海外に留学している場合は、該当児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、 教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
- ③児童が請求者の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- ④請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑤児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
- ⑥生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ⑦3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるとき、又は佐倉市で被用者であることの確認ができない場合において、当該事実を明らかに することができる書類
- ⑧児童の兄姉等について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- ⑨児童の兄姉等について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合かつ海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類